

東京都森林組合倫理規範

組合は、森林所有者の協同組織である森林組合として、組合員等と協同して森林・林業の振興を図るための各種事業実施を通じて組合員の経済的社会的地位を高めていく基本的使命を有するとともに、森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、都民経済の発展に資する社会的責任と公共的使命を自覚し、事業遂行上、森林組合における指導的立場はもとより、広く社会を構成する一員としても自己規律・自助努力を踏まえ、組合自身が大きな環境の変化に常に適切に対応し、一層内外の負託に応えて基本的使命と社会的責任を果たしていくため、ここに行動規範を定め、すべての法律を誠実に遵守するとともに、社会的良識をもって行動します。

1 基本

わたしたち森林組合は、基本使命・社会的責任を認識し、誠実に事業活動に取り組み、組合員の信頼に応えます。

2 職務遂行に際しての注意

わたしたちは、法令等を理解し、コンプライアンスの実現に向け適正な業務に努め、法令と社会倫理にもとづく公平で透明な組織・団体活動を行います。

3 職員の健康・安全の確保に努めます

わたしたちは、職員の健康・安全の確保、働きがいのある職場形成に努めます。

4 職員の人格・人権を尊重し、豊かな職場環境を実現します

わたしたちは、お互いを尊重するとともに、ゆとりのある豊かな職場環境の構築や、セクハラ（性的な嫌がらせ）・パワハラ（地位・職権等利用による嫌がらせ）等の防止に努めます。また、勤務中はもとより、勤務外の私生活においても組合の名誉・信頼を損なうような行動は慎みます。

5 反社会的勢力に利益を供与しません

わたしたちは、社会の秩序や組織の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度を取り、決して経済的な利益を供与しません。

6 環境の保全に努めます

わたしたちは、環境問題の重要性を認識し、環境の保全に努めます。